

# 事務所ニュース

NO 106

## 企業における「懲戒処分」の実施状況は？

### ◆労働政策研究・研修機構の調査

近年、労使トラブルは増加傾向にあります。それに伴い懲戒処分を実施する（または実施を検討する）企業も増えているようです。

ここでは、独立行政法人労働政策研究・研修機構から今年7月末に発表された「従業員の採用と退職に関する実態調査」（常用労働者50人以上を雇用している全国の民間企業5,964社が回答）の結果から、企業における懲戒処分の状況について見てみましょう。

### ◆懲戒処分の規定内容

まず、懲戒処分の規定が「ある」企業の割合は94.6%で、規定のある企業を対象にその規定の形式を尋ねたところ、ほとんどの企業（98.1%）が「就業規則」に規定していることがわかりました。なお、「労働協約」で定めている企業は6.4%でした。

規定内容は、割合の高い順に「必要な場合には懲戒処分を行う旨の規定」（75.7%）、「懲戒処分の種類」（69.9%）、「懲戒の対象となる事由」（61.9%）となっています。

### ◆最近5年間における実施状況

ここ5年間での懲戒処分の種類ごとの実施割合は、次の通りとなっています。

- (1) 始末書の提出 (42.3%)
- (2) 注意・戒告・譴責 (33.3%)
- (3) 一時的減給 (19.0%)
- (4) 降格・降職 (14.9%)
- (5) 懲戒解雇 (13.2%)

(6) 出勤停止 (12.3%)

(7) 諭旨解雇 (9.4%)

なお、「いずれの懲戒処分も実施していない」企業の割合は39.0%でした。

### ◆懲戒処分実施時の手続き

懲戒処分を実施する際の手続きとして法律で定められた要件はありませんが、一般的には「理由の開示」、「本人の弁明機会の付与」が必要とされています。

また、「労働組合や従業員代表への説明・協議」を行うことにより、本人以外の従業員の納得性を高めることもできますので、実施する際には慎重な配慮が必要です。

## 職場での受動喫煙率は何パーセント？

### ◆職場での受動喫煙率の状況

厚生労働省の調査により、他人の煙草の煙を吸わされる「受動喫煙」がある労働者の割合が2人に1人(51.8%)となったことがわかりました。

この調査は、2012年の「労働者健康状況調査」で、従業員10人以上の1万3,332事業所とそこで働く1万7,500人を対象として行われました。

喫煙者の減少や企業の対策強化により、受動喫煙率は、5年前の前回調査の3人に2人(65.0%)よりは改善しましたが、依然として2割近い職場では受動喫煙対策が取られていない、また、職場の喫煙を不快に感じたり体調を崩したりする労働者が3割もいるなどの状況があります。

### ◆受動喫煙防止に向けた法改正・助成制度

厚生労働省は「平成29年度までに、受動喫煙を受けて

施がなされる見込みです。受動喫煙防止対策を企業に義務付ける労働安全衛生法の改正案も、再び国会に提出されそうです。

厚生労働省では、労働者の健康を確保するため、平成23年10月から受動喫煙を防止するための助成金制度を行っています。

この制度は、中小企業事業主を対象に、職場での受動喫煙を防止するため喫煙室の設置などを行う際に利用されています。今年5月の改正で助成対象が全業種に拡大され、補助率もアップ（上限200万円）されました。

#### ◆喫煙と健康管理

近年は愛煙家には厳しい時代になっていますが、喫煙者自身にとっても、他人の煙は嫌な人が多いのではないのでしょうか？

また、高血圧等、身体に異常のある方については、喫煙により脳・心臓疾患のリスクが著しく高くなるとも言われています。

この機会に、健康管理という面からの、職場の受動喫煙対策を検討してみてもよいかもしれません。

正社員の夏季休暇制度がある企業の割合は60.9%で、このうち58.4%の企業で有給としていました。夏季休暇制度がない企業の割合は38.9%でした。

なお、有期雇用従業員について見ると、フルタイムの場合に正社員と同じ夏季休暇制度がある企業の割合は50.0%で、1週間当たりの労働時間数が正社員の4分の3以下の有期雇用従業員（以下、「4分の3以下の従業員」）では40.8%でした。

年次有給休暇では、フルタイムでは81.6%の企業が一定期間経過後から付与していましたが、4分の3以下の従業員では87.8%と、有期雇用従業員の間でも付与の仕方に違いが見られました。

#### ◆業務災害および通勤災害に対する法定外給付制度

従業員が業務災害または通勤災害にあった場合に、労災保険による給付の他に独自給付を設けている企業の割合は、業務災害の場合、死亡で56.3%、後遺障害で50.0%、通勤災害の場合、死亡で51.3%、後遺障害で45.1%でした。

### 11月の税務と労働の手続き続

#### 11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

#### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出

#### 12月2日

- 健保・厚年保険料の納付〔
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)

## 民間企業の勤務条件の最近の動向

#### ◆調査の概要

人事院が、毎年民間企業に対して行う調査の2012年分の結果が、このほど公表されました。

(1)労働時間の短縮制度、(2)休暇の付与、(3)業務災害および通勤災害に対する法定外給付制度の状況等について調査し、常勤の従業員数50名以上の企業(6,852社)から回答を得ました。

#### ◆「三六協定」により延長できる労働時間数

1カ月単位で三六協定を締結している企業において、協定により延長できる労働時間数は、「45時間」が49.6%、「30時間超45時間未満」が31.9%でした。また、1年間では「360時間」が53.7%、「300時間以上330時間未満」が26.5%でした。

#### ◆休暇の付与の仕方

～当事務所よりお知らせ～

「職場のパワーハラスメント」への取り組み  
厚生労働省の調査によれば、約4分の1の従業員が、パワハラを経験しているようです。パワハラは、メンタル不調や、職場風土の悪化等による、生産性の低下や、会社が職場環境配慮義務違反を問われるリスクがあります。これを防ぐためにも、予防・解決に向けた取り組みが求められます。